

## 日田市立おおやまこども園 指定管理候補者選定基準

日田市立おおやまこども園指定管理候補者の選定にあたっては、次の各項目を基準として選定するものとする。

### 1 .資格審査

申請する団体は、指定管理者募集要項に定めるところの各資格要件を満たす団体であることとする。

### 2 .審査項目

選定にあたり、提出された申請書類及び内容のヒアリングをもとに、別紙の日田市立おおやまこども園選定基準表(以下「基準表」という)の各審査項目について審査する。

### 3 .審査基準

各審査項目について、次の5段階で評価する。

各 項 目 の 点 数		評 価 結 果
重点項目	標準項目	
10	5	非常に評価できる
8	4	評価できる
6	3	普通
4	2	あまり評価できない
2	1	評価できない

〈最低基準点〉  
施設の適正な管理と一定の水準を確保するため、配点合計の 60%を最低基準点として設定する。  
(配点) (委員数) (最低基準点)  
 $300 \text{ 点} \times 6 \text{ 人} \times 60\% = 1,080 \text{ 点}$   
※委員数とは、委員の過半数の出席により成立した委員会の出席者数とする。

提出された事業計画書等については、事務局で資格審査を行い、要件を満たした団体のみ選定委員会の評価対象とする。

＜本審査＞

プレゼンテーション(20分以内)及び質疑応答(30分以内)あわせて50分以内で審査を行い、基準表により評価する。

### 4. 指定管理候補者の選定

本審査により、最低基準点以上かつ最上位の団体を指定管理候補者として選定する。

また、上記により選定された団体が辞退した場合は、審査基準点以上である次の団体を繰り上げるものとする。

なお、選定の過程で上位2団体以上の合計評価点が同点となった場合は、選定基準「1.基本方針」の評価点の高い方を指定管理候補者として選定する。